

令和4年度中日本自動車短期大学ガバナンスコード点検結果

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

1-1 建学の精神

点検結果

遵守されている。

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

点検結果

遵守されている。新別科について追記された。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

2-1 理事会

点検結果

遵守されている。

2-2 理事

点検結果

遵守されている。

2-3 監事

点検結果

遵守されている。

2-4 評議員会

点検結果

遵守されている。

2-5 評議員

点検結果

遵守されている。

3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

3-1 学長

点検結果

遵守されている

(2) 学長補佐体制における副学長の役割について記述をされた。

3-2 教授会

点検結果

遵守されている。

第4章 公共性・信頼性

4-1 学生に対して

点検結果

遵守されている。

(1) 認証評価機関の評価以外に毎年自己点検評価を行い、令和4年度には新潟工業短期大学との相互評価を実施した。

4-2 教職員に対して

点検結果

遵守されている。

4-3 社会に対して

点検結果

遵守されている。

※(2) 社会貢献・地域貢献

令和3年5月に坂祝町と「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を締結

4-4 危機管理及び法令順守

点検結果

遵守されている。

※但し、コロナ禍の影響により防災訓練等が実施できなかったため、訓練が困難な場合でも防災教育等を行うことを検討する必要がある。

第5章 透明性の確保（情報公開）

5-1 情報公開の充実

点検結果

遵守されている

※自主的な情報公開（教育・研究に資する情報公開）については、webにてより積極的な公開を実施する必要がある。